

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 伶史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・10・10

AI担当官を増員

▽特許庁▽

AI関連発明の審査体制を強化

特許庁は、AI関連発明の特許審査の体制を強化すると発表した。

文書や画像を自動作成する生成AIの出現によって、今後、これまで以上に幅広い分野で創作過程にAIが活用されることが見込まれる。そのため、特許庁では、これまでAI技術の活用が見られなかった分野も含め、AI関連発明の審査をサポートできるような審査体制を整備する必要があると判断、10月1日付で専門的な知見を持つAI担当官を13人から約3倍の38人に増員した。

AI関連発明は、これまで医療用の画像診断などの出願が多かったのだが、生成AIの出現により、自動運転などの技術分野でもAI関連の出願が増えている。特許庁では、AI審査の体制強化により、AI関連発明の効率的な審査が推進できるとしている。

6月1日制度開始

▽欧州特許庁▽

欧州単一特許の申請状況など公表

欧州特許庁（EPO）は本年6月1日の欧州単一特許（UP：Unitary Patent）制度の開始を受けて、欧州単一特許の申請状況などをまとめた「ダッシュボード」を公開した。

それによると、7月28日時点で受理した単一効特許の申請件数は、5,448件。このうち登録された単一効特許は、5,060件、係属中が383件、取り下げが5件。

技術分野別では、「社会基盤・機械」が1,128件（約20%）を占め、続いて「健康」が1,056件（約19%）、「素材・生産」が1,042件（約19%）となっている。

手続言語では、英語が3,838件で、翻訳言語（英語以外）をみると、最も多いのは、ス

ペイン語（1,465件）。次いでドイツ語（1,159件）、イタリア語（283件）の順となっている。スペイン語を選択する権利者が多い理由としては、スペインは欧州単一特許制度に参加していないため、同国で欧州特許を有効化するには翻訳文の提出が必要となることが一因として考えられる。

また、欧州単一特許制度に参加している国の中で、例えば、ドイツでは国内特許と欧州単一効特許による二重保護が認められている点なども、ドイツ語を翻訳言語として選択することに影響を与えていると思われる。

単一効特許の権利者（筆頭権利者）の居住国の上位は、ドイツ（1,075件）、米国（762件）、フランス（418件）の順。欧州単一効特許の申請の多くは欧州の権利者によるものだが、米国、中国、日本など、欧州域外からの申請も多くみられることから、欧州特許庁（EPO）では、欧州単一特許制度の注目度の高さがうかがえるとしている。

2023年上半期

▽財務省関税局▽

輸入差し止め件数、過去3番目の多さ

財務省関税局は、全国の税関で知的財産権を侵害する模倣品などの輸入を差し止めた件数が、2023年上半期は前年同期比23.7%増の15,536件だったと発表した。

財務省によると、差し止め件数は3年ぶりに15,000件を超え、過去3番目の水準となった。個人使用の目的で輸入した場合でも新たに取り締りの対象となったことが要因とみられる。今回は加熱式たばこのカートリッジなどの模倣品が急増した。

品目別では、衣類が最も多い28.1%を占め、次いでバッグ類が23.9%、スマートフォンのケースなど、携帯電話とその付属品が14.6%などとなっている。国別では中国からの輸入が全体の81.4%を占めている。

解説

**進歩性の判断 組み合わせの動機付け
知的財産高等裁判所 令和4年(行ケ)
第10003号 審決取消請求事件
判決言渡 令和5年4月27日**

第1 事案の概要

被告らは、発明の名称を「海生物の付着防止方法およびそれに用いる付着防止剤」とする発明についての特許第5879596号(本件特許)の特許権者である。

原告が本件特許について特許無効審判(無効2017-800145号)を請求したところ、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(一次審決)をした。原告は、知的財産高等裁判所に一次審決の取消訴訟を提起し(平成30年(行ケ)第10145号)、同裁判所は、令和元年7月18日、一次審決を取り消す旨の判決(一次判決)をした。これに対し被告らから上告受理の申立てがされたが、令和2年9月18日に上告不受理の決定がされ、一次判決は確定した。特許庁に戻って再開された無効2017-800145号において被告らは、令和3年4月9日付けで、本件特許の特許請求の範囲につき訂正(本件訂正)の請求をした。

特許庁は、令和3年11月30日、本件訂正を認めた上で、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をし、原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

ここでは、原告が主張した取消事由1-1(甲1発明に基づく本件特許発明1の進歩性の判断の誤り)についての知財高裁の判断部分を紹介する。

<本件訂正後の本件特許の請求項1(本件特許発明1)>

海水冷却水系の海水中に、二酸化塩素と過酸化水素とをこの順もしくは逆順または同時に添加して、二酸化塩素濃度0.01~0.5mg/L、過酸化水素濃度0.1~1.05mg/Lとし、前記二酸化塩素と過酸化水素とを海水中に共存させることにより海水冷却水系への海生物の付着を防止することを特徴とする海生物の付着防止方法。

<本件審決の要旨>

本件特許発明は、特公昭61-2439号公報(甲1文献)に記載された発明(甲1発明)及び特公平6-29163号公報(甲2文献)、特開平6-153759号公報(甲3文献)等に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。

本件特許発明は、特開平8-24870号公報(甲5文献)に記載された発明(甲5発明)及び甲1、甲2等に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。

<補正の許否についての判断の要旨>

原告が平成30年6月27日付で提出した口頭審理陳述要領書及び令和3年5月20日付で提出した弁駁書による請求の理由の補正(本件補正)は、その要旨を変更するものであって、特許法131条の2第1項本文の規定に違反するところ、同第2項の規定に基づき、これを許可することはしない。

<本件審決が認定した甲1発明>

冷却用海水路の海水に、有効塩素発生剤と過酸化水素とを同時または交互に注入することにより、冷却用海水路における海水動物の付着を抑制する海水動物の付着抑制方法。

<本件審決が認定した本件特許発明1と甲1発明の一致点>

海水冷却系の海水中に、過酸化水素を添加して、海水冷却水系への海生物の付着を防止する海生物の付着防止方法。

<本件審決が認定した本件特許発明1と甲1発明の相違点1>

本件特許発明1は、海水中に更に「二酸化塩素」を「この順もしくは逆順または同時に添加して、二酸化塩素濃度0.01~0.5mg/L、過酸化水素濃度0.1~1.05mg/L(本件数値範囲)とし、前記二酸化塩素と過酸化水素とを海水中に共存させ」ているのに対して、甲1発明は、海水中に更に「有効塩素発生剤」を「同時または交互に注入する」点。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

本件審決は、仮に本件補正を考慮して、甲5文献記載事項等を甲1

発明に組み合わせることを許容したとしても、本件特許発明1には進歩性が認められると判断しているところ、事案に鑑み、まずこの点に関する本件審決の判断に誤りがあるかについて検討する。

甲1発明は、海水を使用している流路、プラントにおける海水動物の付着を抑制する方法に関する(1頁左欄11ないし12行)。

海水の工業的利用の際、海水動物が設備に付着するのを防ぐため、有効塩素発生剤等が使用されてきたが、残留毒性、蓄積毒性による海水動物の生態環境の破壊、輸送時の危険性、注入時の作業安全性等の問題があった(1頁左欄13行ないし右欄21行)。

相違点1の容易想到性について

ア 相違点1のうち、甲1発明における有効塩素発生剤を二酸化塩素に置換する動機付けがあることについては、一次判決の拘束力が及び、当事者間に争いもない。

イ 甲1発明と甲5文献記載事項の組合せにより、相違点1のうち、本件数値範囲を容易に想到することができるかについて

甲5発明は、甲1発明における塩素剤の添加によりトリハロメタン類が生成されるという課題があることを前提として、工業用海水冷却水系にあらかじめ過酸化水素剤を特定の濃度で分散させた後、塩素剤を特定の濃度で添加するという解決手段を採用しているものであり、かつ、各特定の濃度について、過酸化水素剤は「0.01~2mg/L」、塩素剤は「トリハロメタン類の生成を防止しうる濃度又はそれ以下の濃度」である「使用される過酸化水素の1モル当り、0.03~0.8モル(ただし、有効塩素として)に相当する濃度で、かつ、海水冷却水に対して0.01~1.0mg/L(ただし、有効塩素として)」としているのである(甲5の【請求項1】及び【請求項2】参照)。

そうすると、甲5発明は、甲1発明における上記課題を、それ自体で解決しており、かつ、塩素剤の使用を前提としているのであるから、当業者において、甲1発明における有効塩素発生剤を二酸化塩素に置換した上で、更に甲5発明を組み合わせるといふ動機付けがあるとはいえない。

また、甲5文献は、二酸化塩素の添加を想定していないから、二酸化塩素の特定の濃度割合を開示するものでもない。

したがって、当業者が、甲1発明と甲5文献の組合せにより、相違点1のうち、本件数値範囲を容易に想到することができるとはいえない。

ウ 甲1発明のみにより、相違点1のうち、二酸化塩素と過酸化水素の特定の濃度割合を容易に想到することができるとの主張について甲1文献には、二酸化塩素と過酸化水素の組合せそのものが開示されておらず、二酸化塩素濃度をどのように最適又は好適化するかに直接指示するところはない。

したがって、甲1文献の記載のみから、本件数値範囲を導くことが容易であるとはいえない。

有利な効果について

前記において示したところに照らせば、相違点1について容易想到性が認められないから、有利な効果について判断するまでもなく、本件特許発明1には進歩性が認められることになるが、当事者の主張に照らし、念のために有利な効果の存否についても検討しておく。

訂正明細書には、本件数値範囲の全体にわたり、海生物付着防止効果を有すること、その効果は、同程度の濃度の次亜塩素酸ナトリウムと過酸化水素とを併用添加した場合の効果と比較して、優れていることが具体的に開示されているといえ、この効果を当業者が予測し得るものともいえない。

したがって、本件特許発明1が進歩性を有することは、この点からも明らかといえる。

以上のとおりであって、本件補正を前提としても、本件審決の甲1発明に基づく本件特許発明1の進歩性の判断に誤りがないから、その他の点について判断するまでもなく、取消事由1-1は理由がない。

第4 考察

主引用文献、副引用文献の記載内容を詳細に検討した上で、主引用文献記載の発明に副引用文献記載の発明を組み合わせる動機付け、等が検討・判断されている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

「競争」から「共創」へ 自社の技術情報を公開

■企業の取り組み事例■

<パナソニックHD「技術インデックス」>

パナソニックホールディングス(HD)は、自社が保有する特許などの知的財産情報を検索できる専用サイト「技術インデックス」を公開した。同社ではグループ全体で10万件以上の知的財産を保有しているが、ビジネス上活用していない休眠特許などの他社へのライセンスや共同研究・開発を促進することで、新たな製品やサービスの創出を目指している。

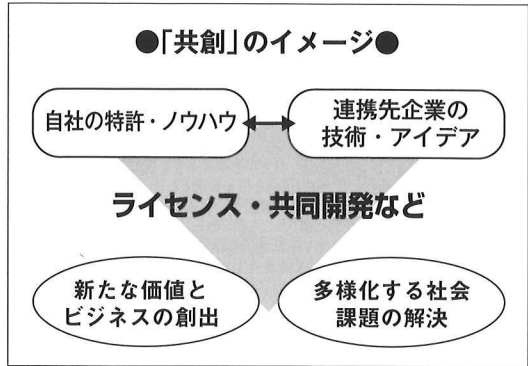
公開されている技術は、人の持続的な幸せを支援する「ウェルビーイング」と脱炭素などに関連する「環境」の2つに分かれていて、目的別に検索ができる。センサーで人の感情を推定する独自技術や電気自動車(EV)に関するものまで、数万件が検索できる。

同社では、「脱炭素などはわが社だけで完結しないので、いろいろな会社と協業できればと考えている」と期待している。

<三菱電機「Open Technology Bank」>

三菱電機も2021年に知財を起点に社外連携を推進する「Open Technology Bank (オープン・テクノロジー・バンク)」を開始している。

同社の技術資産を専用サイトで公開し、さまざまな業種にライセンス提供することで、社外



との「共創」を積極的に推進している。「プラスチックマテリアルリサイクル技術」「マイクロバブル洗浄技術」「視覚障がい者向けリモコン・操作技術」など、約40件の技術を掲載している。

同社では、これまで特許などの知的財産を企業間の「競争」(独占実施、模倣防止、他社への権利行使等)のために活用していたが、方針を転換して社外との「共創」を推進するため、積極的に技術情報を公開し、協業の可能性を探っている。



技術革新のスピードが加速する現在、多様化する社会課題を解決していくためには1社単独だけでなく、複数の企業が連携した「共創」のアプローチが求められている。自社が保有する技術資産の情報を公開して、多種多様な業種と「共創」することで、多様化する社会課題を解決していこうとする各社の取り組みが目目される。

オンライン申請と オンライン発送書類

■特許庁、対象を拡大■

特許庁は、各種手続のデジタル化を推進するため、オンラインで行うことが出来る申請書類と発送書類の対象を拡大すると発表した。

発送書類については、希望者は特許証、商標登録証、年金領収書、商標更新申請登録通知などをデジタルで受け取れるようになる。

<オンライン申請>

現在、オンライン申請ができない全ての申請手続について、原則、オンライン申請を可能とする新たな機能がインターネット出願ソフトに追加される。この新たな申請を「電子特殊申請」と呼び、電子特殊申請を可能とする機能を「特殊申請機能」と呼ぶ。電子特殊申請は、特殊申請機能を用いて、送付票と呼ばれる書誌情報を作成し、その送付票に申請書類や添付書類をPDFの形式で添付することで、オンライン申請が可能となる。

オンライン申請が可能となる書類例としては、委任状、譲渡証書、優先権証明書などの出願関

係、権利の譲渡など登録関係、その他、無効審判、異議申立などが含まれている。

<オンライン発送書類>

現在、インターネット出願ソフトを用いたオンライン発送の対象外となっている書類のうち、申請人からの要望の高い以下の7書類が、新たにインターネット出願ソフトを用いたオンライン発送の対象に追加される。

1. 特許(登録)証 [四法]
2. 年金領収書 [四法]
3. 自動納付関係通知
4. 商標更新申請登録通知
5. 移転登録済通知 [四法]
6. 識別番号通知
7. 包括委任状番号通知

<今後のスケジュール>

オンライン申請書類については2024年1月、オンライン発送書類については2024年3月にインターネット出願ソフトに追加される機能がリリースされる予定。ただし、実際のサービス開始は、関係法令の施行日となる。

詳細は特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/tetsuzuki_digitalize.html

審 決 紹 介

本願商標「ARIGATOBANK」は、商標法第4条第1項第7号に該当する、と判断された事例（不服2022-10440、令和5年6月8日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「ARIGATOBANK」の文字を標準文字で表してなり、第36類に属する別掲1（※記載省略）のとおりの役務を指定役務として、令和2年11月12日に登録出願された商標2021-139856に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願として、同3年12月17日に登録出願されたものである。

本願は、令和4年1月24日付けで拒絶理由の通知がされ、同年2月18日に意見書が提出されたが、同年4月1日付けで拒絶査定がされ、これに対して同4年7月5日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

2 原査定を拒絶の理由の要点

(1) 本願商標について

本願商標は、上記1のとおり、「ARIGATOBANK」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「ARIGATO」の文字は、「感謝の意をあらわす挨拶語」（広辞苑第7版）を意味する「ありがとう」の語をローマ字表記したものであり、「ありがとう」の語をローマ字表記することは一般的に行われており（別掲2（※記載省略））、「BANK」の語は、「銀行」等（出典：ジーニアス英和辞典第5版）を意味する平易な英単語である。

そうすると、本願商標は、「ARIGATO」の語と「BANK」の語を組み合わせた構成よりなり、全体として「ありがとう銀行」の意味合いを認識、把握するというのが相当である。

(2) 商標法第4条第1項第7号について

商標法第4条第1項第7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は、商標登録を受けることができないと規定する。ここでいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、<1>その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、<2>当該商標の構成自体がそのようなもの、社会とも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、<3>他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、<4>特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、<5>当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に当たらないこと（上記<5>）は明らかである。

(3) 本願商標の商標法第4条第1項第7号該当性について

本願商標は、上記(1)のとおり、「ARIGATO」の語と「BANK」の語を組み合わせた構成よりなり、全体として「ありがとう銀行」の意味合いを認識、把握するものであるところ、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字からなるものではないこと（上記<1>）、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合に当たらないこと（上記<4>）、当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に当たらないこと（上記<5>）は明らかである。

一方で、銀行法第6条第2項は、「銀行でない者」は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない」と定めるところ、請求人が銀行であることは確認できないから、請求人は「銀行でない者」である。

また、「BANK（バンク）」の文字は、「銀行」等を意味する英語であって、「ネットバンク」「メガバンク」等のように形式や規模を表す文字と結合して銀行であることを示して使用されていること、銀行の英名表記には「BANK」の文字が使用されていること（別掲3（※記載省略））から、本願商標構成中の「BANK」の文字は、「銀行であることを示す文字」といえる。

さらに、本願商標が銀行業務に該当する指定役務について、請求人の名称や商号に使用されることは当然に想定されるものである。

そうすると、本願商標は、銀行法第6条第2項によって使用禁止される要件を満たしているものといえ、商標法第4条第1項第7号が、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に含まれるとする、他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合（上記<3>）に該当するものといえるべきである。

加えて、「銀行でない者」である請求人が、「BANK」の文字を含む本願商標を採択使用することは、これに接する取引者、需要者に対し、銀行の名称を表示したものと誤解、誤信させ、金融制度に対する社会的信頼を失わせることになるから、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものである。

そうすると、本願商標は、商標法第4条第1項第7号が、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に含まれるとする、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合（上記<2>）に該当するものといえるべきである。

したがって、本願商標は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」であって、商標法第4条第1項第7号に該当する。

(4) 請求人の主張について

ア 請求人は、銀行法第6条第2項の文言上「商標」への言及はなく、銀行法第6条第2項を拡張解釈し、商標法第4条第1項第7号により、本願商標の商標登録を拒絶するというのは、予測可能性や法的安定性を害する旨主張する。

しかしながら、上記(3)のとおり、本願商標が銀行業務に該当する指定役務について、請求人の名称や商号に使用されることは、通常の商標使用の範囲として、当然に想定されるものであるから、銀行法第6条第2項を拡張解釈して、商標法第4条第1項第7号により、本願商標を拒絶するものとはいえない。

イ 請求人は、「銀行」の語源である「BANK」や「バンク」の文字の使用も禁止されるの明らかでない旨主張する。

しかしながら、銀行法第6条第2項は、「銀行であることを示す文字」の使用を禁止しているものであって、「銀行の文字」のみの使用を禁止しているものではないところ、上記(3)のとおり、「ネットバンク」「メガバンク」等のように形式や規模を表す文字と結合して銀行であることを示して使用されていること、銀行の英名表記には「BANK」の文字が使用されていること（別掲3）から、本願商標構成中の「BANK」の文字は、「銀行であることを示す文字」に該当するというのが相当である。

ウ 請求人は、パリ条約第7条、TRIPS協定第15条第4項により、指定役務が許可制、免許制であることを理由に、商標登録を拒絶することは、「いかなる場合にも」許されないから、本願商標の指定役務が、銀行法第4条第1項により許可制、免許制とされる「銀行業」であることを理由に、本願商標を拒絶することは、断じて許されない旨主張する。

しかしながら、本件審決は、本願商標の指定役務が、許可制、免許制とされる「銀行業」であることを理由に、本願商標の登録を拒絶するのではなく、本願商標が、銀行法第6条第2項によって禁止される要件を満たしているものといえ、商標法第4条第1項第7号が、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に含まれるとする、他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合（上記<3>）に該当し、また、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合（上記<2>）に該当するものであるから、パリ条約第7条及びTRIPS協定第15条第4項に違反するものではない。

エ 請求人は、本願商標は、文言上、「有り難う」という感謝の気持ちを集め、必要に応じて備えて蓄えておく機関）ないし「有り難うの気持ちが多く集まったもの又は組織」程の意味合いを想起させ、「アイバンク」「骨髄バンク」「データバンク」等と軌を一にする全体として一種の造語と理解される旨主張する。

しかしながら、「BANK」の語に「貯蔵所」（出典：ジーニアス英和辞典第5版）などの意味があるとしても、「アイバンク」「骨髄バンク」「データバンク」のように、貯蔵の対象となる物を表す語と結合した例とは異なり、「ARIGATO（ありがとう）」は、通常、貯蔵の対象となる物と理解しづらいものであるから、本願商標から、請求人が主張するような「有り難う」という感謝の気持ちを積み、必要に応じて備えて蓄えておく機関）などの意味合いが、一般的に生じるとはいえない。

また、近時の銀行名においては、「あおぞら銀行」「トヨタ銀行」「みずほ銀行」などのような名称の銀行も実在していることからすると（別掲3）、本願商標は、「ARIGATO」の語と「BANK」の語を組み合わせた構成よりなり、全体として「ありがとう銀行」の意味合いを認識、把握するというのが相当であり、銀行の名称を表したものとみるのが自然である。

したがって、請求人の主張は、いずれも失当である。

(5) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当するから、これを登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和39(1964)年	商標登録第 637901号～第 639979号
49(1974)年	商標登録第1057631号～第1060398号
59(1984)年	商標登録第1664713号～第1674493号
平成6(1994)年	商標登録第2630601号～第2643288号
平成16(2004)年	商標登録第4752243号～第4760110号
平成26(2014)年	商標登録第5653617号～第5660681号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間には出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和5年7月分	21,924	13,279
前 年 比	103%	94%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。